

# 一般社団法人岩手県労働者福祉協議会 定款

制定日 2014年4月1日

一部改訂 2014年6月20日

一部改訂 2015年3月31日

## 第1章 総 則

### (名称)

第1条 当法人は、一般社団法人岩手県労働者福祉協議会と称する。

### (事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を岩手県盛岡市に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 当法人は、相互扶助の精神に基づき、岩手県における勤労者と一般県民(以下「労働者等」という。)の福祉活動を総合的に推進するとともに、労働団体・労働者福祉事業団体間の調整を行うなど、労働者等の生活の安定並びに社会的地位の向上に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 労働者等の福祉向上を目的とする事業
- (2) 労働者等の福祉、生活の相談及び支援に関する事業
- (3) 労働者等の福祉についての調査、研究及び啓発に関する事業
- (4) 労働者等の福祉についての政策・制度要請に関する事業
- (5) 労働者等の教育、文化、スポーツの向上及び交流に関する事業
- (6) 労働者等の自主的福祉活動に関する事業
- (7) 労働団体並びに労働者福祉事業団体等による労働者福祉活動の支援及び連絡調整に関する事業
- (8) 労働者等及び労働団体・労働者福祉事業団体等の交流・活動施設の取得、維持管理に関する事業
- (9) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会 員

### (法人の構成員)

第5条 当法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 当法人の事業に賛同して入会した団体
  - (2) 賛助会員 当法人の事業に賛助して入会した団体
- 2 前項の会員うち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

#### (会員の資格の取得)

第6条 当法人の会員になろうとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申込みをし、その承認を受けなければならない。

- 2 入会は、総会において定める入会及び退会に関する規則に定める基準より、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

#### (経費の負担)

第7条 当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員になったとき及び毎年度、正会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

- 2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を支払わなければならない。
- 3 前2項により納入した会費は、理由の如何にかかわらず返還しない。

#### (任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

#### (除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を、除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な理由があるとき。

#### (会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員が次の各号のいずれかに該当するときには、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
  - (2) 総正会員が同意したとき。
  - (3) 当該会員である団体が解散したとき。
- 2 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし未履行の責務は免れることはできない。
- 3 当法人は、会員が資格を喪失しても、既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金は返還しない。

#### (会員名簿)

第11条 当法人は、会員の名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

## 第4章 総 会

### (構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

### (権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びに附属明細書の承認
- (5) 財産目録の承認
- (6) 事業報告及び収支決算の承認
- (7) 定款の変更
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) 会費の賦課、徴収方法の決定
- (10) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

### (開催)

第14条 総会は、定時総会として毎事業年度末から3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に随時開催する。

### (招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会を招集するには、会長は総会の日から1週間前までに、正会員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面で、その通知を発しなければならない。

### (議長)

第16条 総会の議長は、出席した正会員の中から選出する。

### (議決権)

第17条 総会における議決権は、各正会員につき1個とする。

### (決議)

第18条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
  - (1) 会員の除名
  - (2) 監事の解任
  - (3) 定款の変更
  - (4) 解散
  - (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

#### (書面等による議決権の行使)

第19条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法により議決権を行使することができる。

- 2 前項の規定により議決権を行使した正会員は総会に出席したものとみなす。

#### (議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事2名は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

#### (役員の設定)

第21条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 8名以上15名以内
- (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を会長、4名以内を副会長、1名を専務理事とし、必要に応じて常務理事を置くことができる。
- 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律で定める代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

#### (役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

#### (理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款に定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行し、専務理事は理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。
- 3 会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、会長及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

#### (役員任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する

定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第21条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

#### (役員報酬等)

第27条 理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

#### (顧問)

第28条 当法人に、理事会の決議により、若干名の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長の諮問に応ずる
- 3 顧問は、理事会に出席し、意見を述べることができる
- 4 顧問は、無報酬とする

## 第6章 理事会

#### (構成)

第29条 当法人に、理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

#### (権限)

第30条 理事会は、法令又はこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

#### (招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各副会長が理事会を招集する。

#### (議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、出席した理事の中から議長を選出する。

#### (決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

#### (決議の省略)

第34条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案に

ついて、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案について異議を述べたときは、この限りではない。

#### (議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 幹部会

#### (名称及び構成)

第36条 当法人に、幹部会を置く。

2 幹部会は、会長、副会長、専務理事及び常務理事をもって構成する。

#### (権限)

第37条 幹部会は、次の事項を審議する。

- (1) 理事会が決定した方針に従って、第4条に定める事業を遂行するため特に重要な事項。
- (2) 理事会付議事項

## 第8章 資産及び会計

#### (資産の種類)

第38条 当法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費及び特別負担金
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 寄附金品
- (6) その他の収入

#### (資産の管理)

第39条 当法人の資産は、理事会の決議に基づいて会長が管理する。

#### (事業年度)

第40条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

#### (事業計画及び収支予算)

第41条 当法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

### (事業報告及び決算)

第42条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類については、総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項及び前項の規定により承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間据え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

### (剰余金の分配)

第43条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第9章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第44条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

### (解散)

第45条 当法人は、総会の決議その他法律で定められた事由により解散する。

### (残余財産の帰属)

第46条 当法人の解散に伴う残存財産は、総会の決議により、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 委員会

### (委員会)

第47条 当法人に、特定の事項又は専門的事項の調査研究及び対策立案のため、委員会を常時又は臨時に置くことができる。

- 2 委員会の構成員は、会員の中から、理事会の承認を得て会長が選任する。
- 3 委員会に関し必要な事項については、理事会が別に定める。

## 第11章 公告の方法

### (公告の方法)

第48条 当法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由により前項の電子公告をすることができない場合は、岩手県において発行する岩手日報に掲載する方法による。

## 第12章 事務局

### (設置等)

第49条 当法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の承認を得て会長が任命する。
- 4 前項以外の職員は、会長が任命する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により会長が別に定める。

## 第13章 補 則

### (委任)

第50条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

### (附則)

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において、読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 当法人の最初の会長は砂金文昭とする。
- 3 当法人の最初の専務理事は八幡博文とする。
- 4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第40条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。